

清掃業務等の委託における廃棄物処理の注意点

施設管理者が清掃業務や設備メンテナンス業務を業者に委託する際に、併せて廃棄物の処理を委託する場合がありますが、廃棄物の処理を業者に委託する場合は、廃棄物の種類に応じた処理業の許可を有する者に委託する必要がありますのでご注意ください。



例えば次のようなケースがあります。このような場合、廃棄物処理の許可のない業者に、清掃と併せて廃棄物の処理まで委託することのないように注意してください。

例

- ▶ 引越しや清掃作業を委託する場合に、不要物品や清掃ごみの処理を併せて委託する。
- ▶ オイルタンクの清掃を委託する場合に、タンク内の廃油やスラッジの処理を併せて委託する。
- ▶ 排水処理施設の清掃やメンテナンスを委託する場合に、汚泥の処理を併せて委託する。

説明 上記のような廃棄物は、清掃業者やメンテナンス業者が発生させた廃棄物ではなく、もともと施設で発生していた廃棄物ですので、施設管理者が排出者として責任をもって処理しなければなりません。

下記のポイントを確認し、適正な処理委託を行って下さい

廃棄物処理(収集運搬・処分)を委託する際のポイント



その廃棄物は産業廃棄物ですか、一般廃棄物ですか？

事業所から排出される廃棄物であっても、全てが産業廃棄物となるとは限りません。特に紙くずや木くずは業種限定があり、通常の事業所から排出される場合は事業系の一般廃棄物となりますのでご注意ください。



許可業者に委託していますか？

処理したい廃棄物が産業廃棄物である場合、委託先が産業廃棄物の処理（収集運搬・処分）に必要な許可等を有することを必ず確認してください。また、一般廃棄物である場合、市町村に処理責任がありますので、市町村のルールに従って処分するか又は一般廃棄物処理（収集運搬・処分）の許可を有する業者に処理を委託する必要があります。



委託契約書を取り交わしていますか？

産業廃棄物の処理委託にあたっては、収集運搬業者及び処分業者それぞれと二者間にて書面契約をする必要があります。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、委託契約書に記載すべき事項及び必要な添付書類が規定されています。

参考 HP <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/page-02b.html>



産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付していますか？

産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に、排出事業者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）を処理業者に交付する必要があります。（委託契約書とは別にマニフェストの交付が必要です）

※産業廃棄物の処理に関する詳細については、循環型社会推進課作成の手引書「産業廃棄物の適正処理のために～適正処理の手引き～」を確認してください。また、排出事業者向け情報をまとめたホームページ「産業廃棄物適正処理のために」も参考にして下さい。

参考 HP <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/haisyutu-tebiki.html>

【相談窓口】

循環型社会推進課廃棄物指導班

仙南保健所環境廃棄物班

塩釜保健所環境廃棄物班

塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班

大崎保健所環境廃棄物班

石巻保健所環境廃棄物班

気仙沼保健所環境廃棄物班

（仙台市内から排出される廃棄物に関する相談は仙台市役所にお問い合わせ下さい）

【電話番号】

022-211-2463

0224-53-3118

022-363-5501

0223-22-6295

0229-91-0711

0225-95-1447

0226-22-5127

【所管地域】

白石市 角田市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町

塩竈市 多賀城市 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 富谷町 大衡村

名取市 岩沼市 亘理町 山元町

栗原市 大崎市 色麻町 加美町 涌谷町 美里町

石巻市 登米市 東松島市 女川町

気仙沼市 南三陸町